

# 土砂災害特別警戒区域の指定に伴う 建築物の構造規制について

## 土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害が発生した場合に、建築物が損壊し、住民の方々に大きな危害が生ずるおそれがある区域を、**土砂災害特別警戒区域（特別警戒区域）**として指定されました。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

## 構造規制の適用

土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、この区域内で**居室を有する建築物を建築する場合**、建築基準法により**構造耐力に関する基準が適用**になり、原則として**外壁や構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造**とすることが必要になります。

## 土砂災害防止法とは

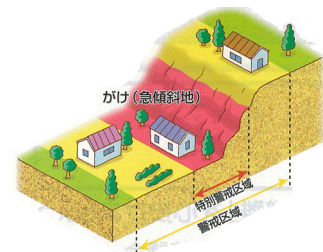
土砂災害から**国民の生命及び身体を保護**するため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域内の警戒避難体制の整備を図るとともに、**一定の開発行為を制限**するほか、**建築物の構造を規制する措置**を定め、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、公共の福祉の確保に資することを目的としています。

## 土砂災害とは

**急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り**を発生原因として**国民の生命又は身体に生ずる被害**をいいます。

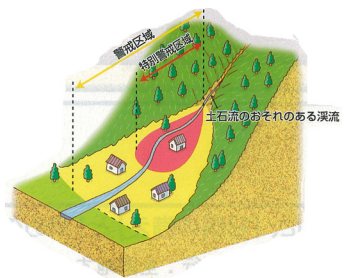
### がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



### 土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象



### 地滑り

雨や雪どけ水が地価にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象



## 特別警戒区域内における居室を有する 建築物の構造方法等について

土砂災害の発生原因となる自然現象により想定される衝撃が作用した場合でも破壊を生じないように、**外壁や構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造**とするなど**国土交通大臣が定めた構造方法**を用いなければなりません。

ただし、土石等の高さ以上の門又は塀が、建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けられている場合は不要です。(平成 13 年 3 月 28 日国土交通省告示第 383 号)

### 国土交通省告示第 383 号の概要

- 1** 建築物の外壁等に作用すると想定される力等は、**土砂災害の発生原因ごとに知事が定める数値**によって算定します。
- 2** **1**によって算定された力の値に応じて、**外壁や構造耐力上主要な部分を厚さ 15 cm 以上の鉄筋コンクリート造**とするなど、**外壁の配筋等の構造方法**が定められています。
- 3** **限界耐力計算**を行い、建築物の外壁等が破壊しないことを確認した場合は、**2**の構造方法は適用になりませんが、**土砂衝撃計算**を行う必要があります。(平成 12 年 5 月 31 日国土交通省告示第 1457 号)

※ 指定区域は、土砂災害の発生原因ごとに、その発生の原因となる自然現象の種類と最大の力の大きさ及び土石等の高さ等と併せて、告示されます。

詳しくは、最寄りの地方振興局土木部にお問合せください。